

本会在指定するG I 競走における特別出走奨励金交付基準

(目的)

第1条 この基準は、本会在指定するG I 競走における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主（共有馬にあつては共有代表馬主。以下同じ。）に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)の競走と指定し、同Ⅷの6の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象競走)

第3条 特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表左欄に定める競走とする。

(交付対象者)

第4条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第10着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

- (1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年日本中央競馬会理事長達第28号）第28条および第29条によるものを除く。）を受けている馬
- (2) 該当する競走条件がオープンの馬

(特別出走奨励金の額)

第5条 特別出走奨励金の額は、別表右欄に定める額とする。

(不交付要件)

第6条 第4条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

- (1) 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めたとき。
- (2) 装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。
- (3) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

交付対象競走	特別出走奨励金の額
大阪杯、天皇賞（春）、宝塚記念、天皇賞（秋）、ジャパンカップ、有馬記念	200万円
フェブラリーステークス、高松宮記念、ヴィクトリアマイル、農林水産省賞典安田記念、スプリンターズステークス、エリザベス女王杯、マイルチャンピオンシップ、チャンピオンズカップ	150万円